

平成24年10月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ネ)第2434号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成22年(ワ)第4047号)

口頭弁論終結日 平成24年8月31日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

荒 井 哲 朗

佐 藤 顯 子

横浜市港北区新羽町564番地

被 控 訴 人

株式会社エス・アンド・エス

エンジニアリング

同代表者代表取締役

大 浦

被 控 訴 人

篠 田

被 控 訴 人

金 沢

被 控 訴 人

中 原

上記4名訴訟代理人弁護士

山 口

宏

東京都港区新橋二丁目2番2号

被 控 訴 人

株式会社シティーファンド

同代表者代表取締役

秋 田

被 控 訴 人

神 谷

上記2名訴訟代理人弁護士

石 上

晴 康

同 山 路 理 葉  
同 数 井 英 一 郎  
同 長 谷 川 敦 子

被 控 訴 人 横 井 [REDACTED]

被 控 訴 人 木 守 [REDACTED]

住居所不明

(最後の就業場所) 東京都港区芝大門 1-2-23 芝大門旭ビル2階

株式会社シティーファンド

被 控 訴 人 木 野 [REDACTED]

東京都港区新橋二丁目2番2号

被 控 訴 人 グローバル・エンジニアリング・  
ファンド有限責任事業組合

同 代 表 者 組 合 員 株 式 会 社 ト レ ド

同 職 務 執 行 者 中 込 [REDACTED]

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人エス・アンド・エスエンジニアリング、同篠田[REDACTED]、同金沢[REDACTED]、同株式会社シティーファンド、同神谷[REDACTED]、同横井[REDACTED]、同木守[REDACTED]、同木野[REDACTED]及び同グローバル・エンジニアリング・ファンド有限責任事業組合は、控訴人に対し、連帶して、528万円（うち264万円は被控訴人中原[REDACTED]と連帶して）及びこれに対する平成23年12月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人中原[REDACTED]は、控訴人に対し、264万円及びこれに対する

る平成23年12月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

5 この判決は仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文同旨

2 被控訴人株式会社シティーファンド及び同神谷 [REDACTED]  
本件控訴をいずれも棄却する。

##### 第2 事業の概要

1 本件は、被控訴人エス・アンド・エスエンジニアリング（以下「被控訴人S & S」という。）に対する投資につき、被控訴人株式会社シティーファンド（以下「被控訴人シティーファンド」という。）が、被控訴人グローバル・エンジニアリング・ファンド有限責任事業組合（以下「被控訴人組合」という。）による同投資の勧誘に係る業務の募集に応じ、被控訴人木野 [REDACTED]（以下「被控訴人木野」という。）に勧誘業務に従事させ、同勧説に応じて控訴人が被控訴人S & Sに投資したことにつき、同勧説が詐欺等に当たり違法であるとして、控訴人が、被控訴人S & S及び被控訴人木野に対しては不法行為に基づいて、被控訴人シティーファンドに対しては不法行為、使用者責任又は有限責任事業組合契約に関する法律（以下「有限責任事業組合法」という。）18条に基づいて、被控訴人組合に対しては不法行為又は有限責任事業組合法17条に基づいて、被控訴人シティーファンドの代表取締役であった被控訴人神谷 [REDACTED]（以下「被控訴人神谷」という。）に対しては、会社法429条1項又は有限責任事業組合法18条に基づいて、被控訴人S & Sの役員であった被控訴人篠田 [REDACTED]（以下「被控訴人篠田」という。），被

控訴人金沢[ ](以下「被控訴人金沢」という。)及び被控訴人中原[ ](以下「被控訴人中原」といい、被控訴人篠田及び被控訴人金沢と併せて「被控訴人S & S役員ら」という。)並びに被控訴人シティーファンドの取締役であった被控訴人横井[ ](以下「被控訴人横井」という。)及び被控訴人木守[ ](以下「被控訴人木守」といい、被控訴人神谷及び被控訴人横井と併せて「被控訴人シティーファンド役員ら」という。)に対しては不法行為又は会社法429条1項に基づいて、損害賠償及び遅延損害金を請求する事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が前記裁判を求めて控訴した。

なお、被控訴人S & S、被控訴人S & S役員ら、被控訴人横井、被控訴人木守及び被控訴人組合は、当審の口頭弁論期日に出頭せず(ただし、被控訴人S & S及び被控訴人S & S役員らは、口頭弁論終結後の和解期日には出頭した。),被控訴人木野は、公示送達による呼出しを受けたが、当審の口頭弁論期日に出頭しなかつた。

2 爭いのない事実等と争点は、次のとおり原判決を補正するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2に摘示されたとおりであるから、これを引用する。(以下、原判決を引用する場合は、「原告」を「控訴人」と、「被告」を「被控訴人」と読み替える。)。

(原判決の補正)

- (1) 原判決4頁22行目の「投資のスキーム」の次に「(以下「本件投資スキーム」という。)」を加える。
- (2) 原判決7頁7行目の「1万0284」を「1万0284円」と改める。
- (3) 原判決9頁5行目の「被告大浦」を「大浦[ ]」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は理由があるからいざれも認容すべきものと判断

する。その理由は、次のとおりである。

2 争点(1)（被控訴人S & Sに対する請求）、争点(2)（被控訴人シティーファンド及び被控訴人木野に対する請求）及び争点(3)（被控訴人組合に対する請求）について

(1) 証拠（甲2の1及び2、甲13ないし15、甲18、甲20の1、3及び4、甲21）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被控訴人S & Sは、その取締役会において、被控訴人組合を被控訴人S & Sの唯一のベンチャーキャピタル・ファンドとして承認し、被控訴人組合との間で、原判決の「事実及び理由」第2の1(2)記載の投資契約を締結した。被控訴人組合は、複数の法人を組合員として構成されていたが、平成18年3月25日まで組合員であった株式会社プレトホールディングスの職務執行者である大浦[■]は、被控訴人S & Sの現在の代表取締役であり、同年3月8日から組合員である株式会社トレドの職務執行者である中込[■]は、かつて被控訴人S & Sの取締役であり、同年5月20日から組合員である株式会社エス・アンド・エス商事は被控訴人S & Sの関連会社であり、その職務執行者は被控訴人中原であった。

イ 被控訴人組合が提供し、被控訴人シティーファンドが末尾に社名を記入して、控訴人に交付された「新規公開予定株情報 株式会社エス・アンド・エスエンジニアリング」と題するパンフレット（甲13）には、被控訴人S & Sの会社概要、DBSの内容や他社製品と比較した優位性、今後の見通しなどの被控訴人S & Sの事業展開、同社の公開済み特許の内容などの情報が詳細に記載された上、「ご挨拶」と題して同社からの出資の募集の概要や同社の株式公開準備室の電話番号が記載されるなどしている。また、被控訴人組合がひな形を提供し、被控訴人シティーファンドがその名義を記入して、控訴人に交付された「C F N e w s」と題する書面（甲14、15、20の1、3、4）には、被控訴人S & Sの業務の近況や同社の株

式公開準備室の電話番号等が記載されている。

ウ 被控訴人S & Sの代理人である山口宏弁護士（本件訴訟における被控訴人S & S及び被控訴人S & S役員らの訴訟代理人である。）は、平成21年3月10日付けの被控訴人組合に対する「通告書」（甲18）において、被控訴人組合が、被控訴人S & Sが発行した株式を一般投資家が引き受けに当たり、その募集に係る仲介業務を担当し、同募集に関する規制法規を潜脱する目的で名目的に被控訴人S & Sの株主になった経緯がある旨記載している。

エ 被控訴人S & Sは、平成18年3月29日、被控訴人組合に対し、6480株を1億0800万円（1株当たりの単価は1万6666円）で割り当てる第三者割当増資を行った。

オ 被控訴人シティーファンドは、被控訴人組合から、出資に応じた顧客が支払った金額の半額を、業務委託料として受領していた。

カ 被控訴人S & Sは、上記のとおり、被控訴人シティーファンドらが出資の勧誘に用いる資料に株式公開準備室を設置済みであるとの情報を掲載していたほか、本件訴訟提起後も、英國ロンドン証券取引所AIM市場に上場予定であり、平成22年9月には発表できる状態になるとか、平成23年8月に東京証券取引所第二部に上場申請するなどと主張していたものの、本件口頭弁論終結時までに、上場先のいかんを問わず、上場に至ったことは認められない。

(2) 前記争いのない事実等（原判決引用）及び上記認定事実によれば、本件勧誘当時、被控訴人S & Sには株式公開準備室が設置済みであるとされていたことは認められるものの、それ以外に被控訴人S & Sにおいて上場に向けた具体的な検討や準備作業等が行われていたことを認めるに足る証拠はなく、本件口頭弁論終結時までに上場が果たされなかつたことに照らしても、本件勧誘当時に、被控訴人S & Sが株式上場を果たす具体的な見込みがあったと

認めることはできない。このように、被控訴人S & Sの株式は極めて流通性が乏しいものであった一方、その客観的な価値は、本件投資スキームの実行のために行われたものと認められる被控訴人組合に対する第三者割当増資の1株当たりの単価が1万6666円であったことからみても、1株当たり40万円には到底及ぶものではなかったと認められる。

以上認定の事実によれば、被控訴人組合は、あたかも被控訴人S & Sの株式が上場される具体的な見込みがあるかのように装って、被控訴人S & Sと被控訴人組合との間では1株当たり1万6666円で発行された株式について、1株当たり40万円という非常な高値で、一般投資家に投資を勧誘する本件投資スキームを構築し、被控訴人シティーファンドら被控訴人組合の組合員をして実際の勧誘を行わせるべく企図して、配布すべき資料のひな形や対応マニュアルを作成・交付し、同スキームを実行したものと認められる。

そして、上記認定に係る被控訴人S & Sと被控訴人組合の役員の人的構成や、当該資料の内容等からすれば、被控訴人S & Sが、上記資料等の作成に相当深く関与していることが推認され、また、被控訴人S & Sは、被控訴人組合を被控訴人S & Sの唯一のベンチャーキャピタル・ファンドとして承認し、6480株にも上る新株を割り当てて本件投資スキームの実行を可能にしたものであり、被控訴人組合を一般投資家からの出資を募るために手段として利用したものとみることができ（このことは、前記山口宏弁護士作成の「通告書」からも明らかである。）、その他、本件訴訟の当初の段階においては被控訴人S & Sと被控訴人組合の訴訟代理人は共通（中島俊行弁護士）であったことも加えて総合的に検討すると、被控訴人S & Sと被控訴人組合とは、本件投資スキームを構築、実行するに当たり、極めて密接な関係にあり、被控訴人S & Sは、被控訴人組合と共に、あるいは、少なくとも被控訴人組合の行動を容認しつつ事实上一体として、本件投資スキームを構築し、被控訴人シティーファンドら被控訴人組合の組合員をして実際の勧誘を行わせ

るべく企図して、配布すべき資料のひな形や対応マニュアルを作成・交付し、同スキームを実行したものと認めるのが相当である。

さらに、被控訴人シティーファンドは、一般投資家に対し、実際に勧誘を行う者としてこれに関与し、営業担当者である被控訴人木野をして勧誘を実行させたものである。この点、被控訴人シティーファンドは、被控訴人組合の指示の下、被控訴人S & Sが将来的に上場できるものと信じて投資を募集していたにすぎない旨主張するけれども、被控訴人シティーファンドは、被控訴人組合から、出資に応じた顧客が支払った金額の半額にも上る業務委託料を得ているところ、投資の勧説に用いる資料のひな形や対応マニュアルは、全て被控訴人組合から提供されていたのであり、投資を勧説する対象者を探し、実際の勧説行為を行うというだけの業務の対価として、そのような高額な報酬が得られることについて、何らの疑問を持たなかつたというのは極めて不自然であるといわざるを得ず、被控訴人S & Sの上場の予定が不確かなものであることを認識しつつ、それでも被控訴人組合からの募集に応じて被控訴人組合の組合員となり、控訴人を含む一般投資家に対する投資の勧説を実行したものと推認される。そして、被控訴人シティーファンドの認識がこのようなものであるとするならば、同社の営業担当者として控訴人に対して直接勧説に当たつた被控訴人木野も、同様の認識を有していたものと推認される。

(3) 以上によれば、被控訴人S & Sは、被控訴人組合と共に、あるいは、少なくとも被控訴人組合の行動を容認しつつ事実上一体として、その株式が1株当たり40万円の価値を有しないことを認識しながら、本件投資スキームを構築して、これを実行したものとして、被控訴人組合は、被控訴人S & Sの株式が上場される見込みがないことを認識しながら、あたかもその具体的な見込みがあるかのように装つて、本件投資スキームを構築して、これを実行したものとして、さらに、被控訴人シティーファンド及

び被控訴人木野は、被控訴人S & Sの株式が上場される見込みがないことを認識しながら、あたかもその具体的な見込みがあるかのように装って、控訴人に対する投資の勧誘を行ったものとして（被控訴人シティーファンドの責任は、被控訴人木野の使用者責任ではなく固有の不法行為責任である。），それぞれ控訴人に対する不法行為責任を負うものというべきである。

なお、証拠（甲13）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人S & Sは、日産自動車株式会社（以下「日産」という。）の著名な自動車であるスカイラインの開発を担当した櫻井が、日産を定年退職した後に設立し、同人が代表取締役を務めていた会社であり、NOx・PM（排気ガス）減少装置であるDBSという独自の技術を有する製品を開発し、同製品は、平成14年に、国土交通省から第一号排ガス優良低減装置として認定され、平成17年6月末の時点で、主として排気浄化装置に関連して、24の公開特許を有するなどしていたことが認められ、活動実体のない会社とはいはず、業務の展開のために資金調達の必要があり、将来株式を上場する希望を有していたことがうかがわれなくもない。しかしながら、前記認定事実によれば、被控訴人S & Sが被控訴人組合に対する第三者割当増資によって実際に調達した資金の総額と、本件投資スキームにより控訴人ら出資者から被控訴人組合が得た出資の総額との間には実に20倍以上の開きがあるものと認められ、これが資金調達の手法として正常なものであったとはいひ難く、しかも、被控訴人S & Sは、被控訴人組合と共同して、あるいは事実上一体となって、被控訴人シティーファンドらが実際の勧誘を行う際に配布すべき資料等を作成し、具体的な見込みまではなかった株式の上場について控訴人に過大な期待を抱かせて本件出資を不当に誘引したものであるから、活動実体がある等の上記事実は、上記の違法性に関する判断を左右するものとはならない。また、被控訴人S & Sは、本件勧誘当時、業績が順調に推移すれば、その株価は2,3年後には出資額である40万円の2倍以上になると想っていたなどと

主張するけれども、この予測は、業績が順調に推移すること、株式が上場されることを前提とするものであるところ、少なくとも、株式の上場について具体的な見込みがあったと認められないことは前記説示のどおりであり、本件組合に対する第三者割当増資が1株当たり1万666円でしか行われなかつたことに照らしても、採用することはできない。

さらに、控訴人は、平成21年4月、被控訴人組合に対し、本件清算合意が記載された組合解散同意書を送付しているけれども、この時点において、控訴人が、そもそも本件出資が違法な勧誘に基づくものであったことを認識していたとは認められないから、本件出資が違法な勧誘行為に基づくものであることを前提とする損害賠償請求等は、本件清算合意の対象とはなっていないと認めるのが相当であり、本件清算合意の存在は、被控訴人組合に対する本件請求を妨げるものとはならないというべきである。

### 3 争点(4)（被控訴人S&S役員らに対する請求）及び争点(5)（被控訴人シティーファンド役員らに対する請求）について

(1) 本件投資スキームは、被控訴人S&Sの資金調達のためのものであり、その手段として被控訴人組合を利用することや、被控訴人組合に対して第三者割当増資を行うことを、被控訴人S&Sとして決定するに当たっては、被控訴人S&S役員らが関与したものと推認され、その意思決定の過程等において、出資の勧誘方法等についても説明がされていた可能性がある。このようにして、被控訴人S&S役員らが出資の勧誘方法等を承知していたのであれば、控訴人に対して不法行為責任を負うのは当然というべきであるし、そうでないとしても、被控訴人S&S役員らには、取締役として、被控訴人S&Sが前記のような不法行為に及ばないよう監視監督し、不法行為に及んだ場合にはこれを是正する義務があったというべきであり、これを怠った責任を免れることはできない。したがって、被控訴人S&S役員らは、不法行為又は会社法429条1項に基づき、控訴人に生じた損害を賠償すべき義務を負

うものといわなければならない。

(2) 被控訴人神谷は、被控訴人シティーファンドの代表取締役であり、被控訴人組合との連絡役として、被控訴人組合の組合員集会に出席したり、資料の受領を行うなどしていたと認められる（弁論の全趣旨）から、被控訴人シティーファンドが被控訴人組合の組合員となり、投資の勧誘を行うことに深く関与していたものといえ、仮にそうでないとしても、取締役として、被控訴人シティーファンドが前記のような不法行為に及ばないよう監視監督し、不法行為に及んだ場合にはこれを是正する義務があったというべきであり、これを怠った責任は免れない。被控訴人横井及び被控訴人木守も、取締役として、被控訴人シティーファンドが前記のような不法行為に及ばないよう監視監督し、不法行為に及んだ場合にはこれを是正する義務があったというべきであり、これを怠った責任は免れない。したがって、被控訴人シティーファンド役員らは、会社法429条1項に基づき、控訴人に生じた損害を賠償すべき義務を負うものといわなければならない。

なお、被控訴人シティーファンド役員らは、登記簿上、平成18年2月27日付で、被控訴人シティーファンドの代表取締役ないし取締役を退任しているが、代表取締役の後任（秋田■）が就任したのは平成19年8月7日であり、また、被控訴人シティーファンドは当時取締役設置会社であったところ、被控訴人横井及び被控訴人木守が再び取締役に就任する同日までは取締役が欠員状態であったから（弁論の全趣旨）、この間（本件勧誘及び本件出資当時を含む。）は、会社法351条1項（被控訴人神谷）及び346条1項（被控訴人横井及び被控訴人木守）により、代表取締役ないし取締役の責任を免れないものである。

#### 4 爭点(6)（損害）について

控訴人は、本件勧誘に応じて、被控訴人S & Sに対する出資として合計480万円を支払っているから、同額が損害に当たる（被控訴人中原につい

ては、その取締役在任期間中に支払われたのは240万円であるから、その限度で損害として認める。）。

そして、本件事案の内容、認容されるべき損害額その他本件に顕れた一切の事情を考慮すれば、被控訴人らの行為と相当因果関係がある弁護士費用相当の損害は48万円と認められる（被控訴人中原については、24万円の限度で損害として認める。）。

#### 5 小括

以上によれば、被控訴人S&S、被控訴人組合、被控訴人シティーファンド及び被控訴人木野は不法行為に基づき、被控訴人S&S役員らは不法行為又は会社法429条1項に基づき、被控訴人シティーファンド役員らは会社法429条1項に基づき、控訴人に対し、連帶して、損害賠償として528万円（ただし、被控訴人中原は264万円の限度である。）及びこれに対する不法行為後である平成23年12月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負うものといわなければならない。

#### 6 結論

よって、控訴人の請求は理由があるからいざれも認容すべきところ、これを棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、控訴人の請求をいざれも認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 設 樂 隆 一

裁判官 尾 立 美 子

裁判官 門 田 友 昌

これは正本である。

平成24年10月25日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 上條亜子